



# 2008年JMRC北海道 ジムカーナシリーズ 統一規則

2008年4月1日

JAF北海道地域クラブ協議会(JMRC北海道)  
JMRC北海道ジムカーナ部会

## 公示

本競技会は、社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAF国内競技規則と付則、日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピー行車競技開催規定、本規則および各競技会特別規則に従い準国内競技【クローズド競技併催】として開催される。

### 第1条 シリーズ

JAF北海道のジムカーナシリーズは以下の2シリーズとする。

- ・JMRC北海道ジムカーナチャンピオンシリーズ(JAF北海道ジムカーナ選手権と併催)
- ・JMRC北海道ジムカーナビギナーシリーズ

### 第2条 開催日程及び競技会の名称

- 第1戦 4月13日(日) チボー ターマックアタック
- 第2戦 5月11日(日) 第28回 ラナウェイ 舗苦路ポリスジムカーナ
- 第3戦 6月1日(日) AG.MSC北海道ハイスピードチャレンジジムカーナVol.1
- 第4戦 6月29日(日) 2008年 TOKACHIショートトラック2
- 第5戦 8月3日(日) コクピット チャレンジジムカーナ
- 第6戦 9月7日(日) コクピット チャレンジジムカーナ
- 第7戦 9月28日(日) AG.MSC北海道ハイスピードチャレンジジムカーナVol.2

### 第3条 競技種目

ジムカーナ

### 第4条 競技格式

JAF公認:準国内競技【クローズド競技併設】

### 第5条 開催場所

第1戦・第7戦	三井グリーンランドスラロームコース	岩見沢市志文町
第2戦・第5戦・第6戦	新千歳モーターランド	千歳市美々1292-560
第3戦	オートスポーツランドスナガワ	砂川市オアシス町158番地
第4戦	十勝インターナショナルスピードウェイジュニアコース	河西郡更別村弘和477番地

### 第6条 オーガナイザー

第1戦	チーム・チボー(THIBAULT)
第2戦	カークラブ・ラナウェイレジメンテーションオブサッポロ(CCR)
第3戦・第7戦	AG. メンバースポーツクラブ北海道(AG.MSC北海道)
第4戦	十勝スピードウェイクラブ(TOSC)
第5戦・第6戦	カースポーツクラブコクピット(C.S.C.C)

### 第7条 大会審査委員会

各特別規則書に記載

### 第8条 大会役員

各特別規則書に記載

### 第9条 公式通知

本規則に記載していない競技運営に関する実施細則および指示は公式通知により通知される。

### 第10条 参加車両

〈JMRC北海道ジムカーナチャンピオンシリーズ〉

#### 1)N部門

N部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両又はJAF登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則第3編登録番号票付き車両共通規定に定めるN車両(N車両)に適合したものとする。

## 2) SA部門

SA部門に参加する車両は、当該年度国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSA車両(SA車両)に適合したものである。

## 3) SC部門

SC部門に参加する車両は、FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSC車両(SC車両)に適合したものである。

## 4) D部門

D部門に参加する車両は、当該年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードD車両(D車両)に適合したものである。

### <JMRC北海道ジムカーナビギナーシリーズ>

1) ジムカーナビギナーシリーズに参加する車両は、当該年度JAF国内競技車両規則第3編登録番号票付車両共通規定に定めるB車両(B車両)に適合したものである。

2) 3点以上のシートベルト(4点以上推奨)を装着すること。

3) 使用出来るタイヤは一般市販ラジアルタイヤのみとし、通称Sタイヤの使用を禁止する。

※参考使用禁止タイヤ(通称Sタイヤ)

ブリヂストン	RE520S・RE540S・RE55S
ダンロップ	D93J・D98J・D01J・D02G・D03G
ファルケン	RS-V04・RS-VII
ヨコハマ	A021R・A032R・A038・A039・A048・A050
トーヨー	FM9R・08R・R881・R888

但し上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断した場合、使用を禁止する場合がある。

## 第11条 競技クラス区分

### <JMRC北海道ジムカーナチャンピオンシリーズ>

#### スピードN車両部門

- N1クラス 気筒容積1000cc以下のN車両
- N2クラス 気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両
- N3クラス 気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両
- N4クラス 気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両

#### スピードSA車両部門

- SA1クラス 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA車両
- SA2クラス 気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両
- SA3クラス 4輪駆動のSA車両

#### スピードSC車両部門(クラス区分無し)

#### スピードD車両部門(クラス区分無し)

### <JMRC北海道ジムカーナビギナーシリーズ>

#### スピードB車両部門

- BB1クラス 気筒容積2000cc以下のB車両(過給器換算1.4を乗じる)
- BB2クラス 気筒容積2000ccを超えるB車両(過給器換算1.4を乗じる)
- BB-ECOクラス: 以下のa~eの条件のいずれかに当てはまる車両
  - a. 気筒容積1500cc以下のレシプロエンジン車
  - b. 気筒容積1500cc以下の過給器(ターボ、スーパーチャージャー)無しのAT車両
  - c. RV車両
  - d. ディーゼルエンジン車
  - e. 電気自動車

※但し、過給器(ターボ、スーパーチャージャー)無しの軽自動車を除き、ガソリンエンジン車は平成元年以降発売された車両であり、自動車排出ガス規制及び低排出ガス車認定の平成10年12年17年の各規制の適合認定を受けた車両であること。(車検証一型式 E-〇〇以外の車両)

## 第12条 参加資格

1) 当該年度有効なJAF競技運転許可証所持者とする。

- 2) 満20歳未満の競技運転者は、参加申し込みの際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- 3) JMRC北海道の互助会に加入する事を強く推奨する。

## 第13条 参加申込

- 1) 各シリーズの参加台数は原則として制限しない。
- 2) 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる
- 3) 同一車両による重複参加は2名まで認められる。但し、ビギナーシリーズは制限しない
- 4) 参加受付期間は競技会開催日の14日前から7日前までとする。参加申込書に参加料を添えて持参または現金書留にて郵送のこと。
- 5) 組織委員会はその理由を示すことなく、参加申込みの拒否を行うことができる。この拒否の決定は最終的なものであり異議申し立ては認められない。本規則に則って参加申込が拒否される時は、参加料は返還され速やかに参加申込者に通知される。
- 6) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし競技会審査委員会の承認を得る事。車両変更は同一部門同一クラスに限る。また、車両変更申請は当該競技会の参加確認終了までとする。
- 7) 正式参加受理後の参加料及び申込の書類は返還しない。
- 8) 参加申込にはJMRC北海道の「スピード行事参加申込書」を使用し、もれなく記入し申し込むこと。参加申込書類に不備がある場合には、参加申込の正式受理を保留する。

## 第14条 参加料

各特別規則書に記載

- 1) JMRC北海道互助会加入者は1000円を差し引き、大会当日返金する。
- 2) JMRC北海道ジムカーナシリーズの女性参加者は参加料から1000円を差し引く。
- 3) 正式参加受理後の参加料は、返還されない。ただし、次の場合を除く。
  - a. エントリーが受理されなかった場合。(第13条-5)
  - b. 競技会延期の為参加者が出場できない場合、または中止の場合。  
ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

## 第15条 競技のタイムスケジュール

各特別規則書に記載

## 第16条 参加者及び競技運転者の遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該シリーズに係る全ての者に対して全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 5) ドライバーは、ドライバーズブリーフィングの開始から終了まで出席していなければならない。

## 第17条 保険

オーガナイザーは保険に関し、自動車競技の組織に関する規定第8条2に定める措置をとる事。

## 第18条 車両検査および競技車両のパドック待機

- 1) 競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定駐車待機場(パドック待機も含む)で保管されているものとする。但し、コースを走行中または走行のための移動を除く。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。

- 3)すべての参加者は公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4)競技番号(ゼッケン)は公式車両検査前までに車両の左右または、オーガナイザーが指示した場所に貼り付けする事。
- 5)競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6)競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7)競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8)競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9)参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10)パドック待機中の競技車輛はタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換(調整)の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。
- 11)参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

## 第19条 規則違反及び競技上のペナルティー

- 1)スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2)スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3)反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4)コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5)コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 6)4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
- 7)ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8)走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9)コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

## 第20条 信号表示

競技中コース審判員より示される信号表示は以下の通り

スタート旗	: 競技スタートの信号 国旗またはクラブ旗を用いる。
黄旗	: 真横または真上に静止して提示-パイロン移動、転倒、脱輪。
黒旗	: ミスコース。
赤旗	: 危険あり。直ちに停止せよ。
緑旗	: コースがクリアされた。
チェッカー旗	: ゴール合図

## 第21条 コースの慣熟

参加者のための慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行う。

## 第22条 競技運転者の装備

- 1)チャンピオンシリーズの参加者は、競技中は、レーシングスーツ又は、ラリースーツ、レーシンググローブ、ヘルメットの着用を義務づける。
- 2)ビギナーシリーズの参加者は、競技中は、長袖、長ズボン等全身を覆うものを着用(レーシングスーツ又は、ラリースーツの着用を推奨する)及びレーシンググローブ、ヘルメットの着用を義務づける。

3)ヘルメットは国内競技車両規則・付則〔スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱〕に記載されたものを着用する事。

## 第23条 スタート方式

- 1)スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2)スタートはスタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。

## 第24条 計時

計測は自動計測装置を使用する事。計測には必ずバックアップ体制をとる事。バックアップにストップウォッチを使用する場合は、2個以上で少なくとも1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

## 第25条 順位の決定

- 1)チャンピオンシリーズの順位決定は、日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準じる。
  - 2)ビギナーシリーズの順位決定は、1)の方法に加えて、3ヒートのタイムの合計を採用することが出来る。この場合特別規則書に記載すること。
- ※3ヒートのタイムの合計を採用する場合、パイロンペナルティ及び脱輪は当該クラス当該ヒートの最遅タイムを与え、ミスコースの場合は、当該クラス当該ヒートの最遅タイムに5秒を加算するものとする。

## 第26条 棄権

競技の途中で棄権する場合、明確に意思表示を行い役員の指示に従う事。また、以降競技会に出場しない場合競技役員に申し出、リタイヤ届(任意の書面)にて提出する事。

## 第27条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1)抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2)抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3)抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4)審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5)競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 6)競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 7)成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

## 第28条 賞典

チャンピオンシリーズ各クラス 各クラス台数に応じて賞典を授与する。

ビギナーシリーズ各クラス 各クラス台数に応じて賞典を授与する。

※但し対象者数は当該クラス参加受理者の30%を超えないものとする

## 第29条 シリーズポイント

- 1)各シリーズ各クラス3戦以上の開催でシリーズ成立とする。
- 2)各シリーズ各クラスについて参加申し込みが3台に満たない場合はそのクラスのポイントは与えられない。
- 3)JMRC北海道ジムカーナシリーズポイント対象者は、JMRC北海道に加盟するクラブ団体の構成員であり(ビギナーシリーズを除く)、かつJMRC北海道互助会加入者とする。
- 4)各シリーズ各クラス毎に競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

## 第30条 得点保持者の認定

- 1) 得点合計の対象は、JMRC北海道シリーズとして成立した当該クラスの競技会の70%(小数点以下四捨五入)を対象とし、高得点順に合計する。但し、成立した当該シリーズクラスが5競技会以下の場合は開催された全ての競技会が得点の対象となる。また、6競技会の場合は、成立した当該クラスの5競技会を対象とし、高得点順に合計する。
- 2) 複数の競技者が同一ポイントを得た場合は、下記に従い順位を決定する。
  - a. 有効ポイントの範囲内で高ポイントを得た回数の多い順に順位を決定する。
  - b. 上記a.の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全てのポイントのうち、高ポイントを得た回数の多い順に順位を認定する。
  - c. bの方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。但し、下位の者の順位は繰り上げない。例) 2位が複数の場合; 1位、2位、2位、4位

## 第31条 シリーズ表彰

- 1) チャンピオンシリーズの各クラス年間シリーズ6位迄を表彰する。
- 2) ビギナーシリーズの各クラス年間シリーズ3位迄を表彰する。但し、当該年度当該クラスに3回以上参加することを条件とする。

## 第32条 タイトル申請料金

JMRC北海道ジムカーナシリーズを開催するオーガナイザーは、タイトル料金10,000円を添えてシリーズ申請書をJMRC北海道事務局に申し込まなければならない。

## 第33条 シリーズ分担金

各大会のオーガナイザーは、参加1台につき1,500円をシリーズ分担金としてJMRC北海道事務局にすみやかに送付すること。

## 第34条 参加申し込みおよび問合せ先

- 第1戦 〒003-0022 札幌市白石区南郷通19丁目南4-9(株)プランニングフォー内  
チポーターマックアタック大会事務局  
TEL: 011-864-1101 FAX: 011-864-1182
- 第2戦 〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条6丁目2-58カフェドボウ内  
第28回ラナウェイ舗苦路ポリスジムカーナ大会事務局  
TEL: 011-811-8186 FAX: 011-832-6567
- 第3戦 〒003-0022 札幌市白石区南郷通19丁目南4-9(株)プランニングフォー内  
AG. MSC北海道ハイスピードチャレンジジムカーナVol.1大会事務局  
TEL: 011-864-1101 FAX: 011-864-1182
- 第4戦 〒089-1573 河西郡更別村弘和477番地 十勝インターナショナルスピードウェイ内  
2008年 TOKACHIショートトラック2大会事務局  
TEL: 0155-52-3910 FAX: 0155-53-3366
- 第5戦 〒003-0876 札幌市白石区東米里2081-89 ガレージコクピット内  
コクピット チャレンジジムカーナ大会事務局  
TEL: 011-873-2072 FAX: 011-873-2072
- 第6戦 〒003-0876 札幌市白石区東米里2081-89 ガレージコクピット内  
コクピット チャレンジジムカーナ大会事務局  
TEL: 011-873-2072 FAX: 011-873-2072
- 第7戦 〒003-0022 札幌市白石区南郷通19丁目南4-9(株)プランニングフォー内  
AG. MSC北海道ハイスピードチャレンジジムカーナVol.2大会事務局  
TEL: 011-864-1101 FAX: 011-864-1182

## 第35条 その他

- 1) 本規則書に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則、国際モータースポーツ競技規則並びに各

競技会特別規則に従って開催される。

- 2)各競技会において本規則及び競技に関する諸規則(特別規則書・公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合には競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 3)JMRC北海道ジムカーナシリーズ各大会はJAF地方選手権との併催を原則とするが、ビギナーシリーズのみの単独開催を認める場合がある。その場合の競技格式は地方競技での開催を可とする。
- 4)JMRC北海道ジムカーナ部会及びJMRC北海道は本規則を年度途中に於いても見直す場合がある。

## 第36条 本規則の施行

本規則は2008年4月1日より施行する。